

# 砂川市水道料金等支援給付金のご案内

新型コロナウイルス感染症の拡大抑止に向けた緊急事態措置によって、事業活動に大きな影響を受けている宿泊業及び飲食店に対し、水道料金及び下水道使用料（以下、水道料金等）に相当する額を支給します。

申請書等をお届けいたしますので、書類をよくご確認のうえ、申請受付期限までに手続きをお願いいたします。

## 【対象者】

申請日現在において、市内で「宿泊業」又は「飲食店」を営むもので、中空知広域水道企業団が供給する水道水の使用区分を『業務用』としていること。

※『家事用』として登録している場合は、対象外となります。

使用区分については、『水道・下水道使用水量のお知らせ』の用途・口径・下水有無欄または、『水道料金等納入通知書』のお客様番号欄上部をご確認ください。

## 【支援給付金内容】

令和3年8月分と9月分の水道料金等に相当する額

※給付金は砂川市から支給されますが、毎月請求される水道料金等につきましては中空知広域水道企業団へお支払いください。

## 【申請方法】

別紙添付の申請書（別記第1号様式）に振込先口座がわかる書類（金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）がわかる通帳かキャッシュカードのコピーなど）を添えて同封の返信用封筒にて郵送で申請してください。やむを得ない場合に限り、窓口にて申請を受付します。

※通帳のコピーは見開き1ページ目をコピーしてください。

## 【申請受付期限】

令和3年11月30日（火）まで

## 【水道料金等給付金の支給例】

使用月	8月	9月
算定方法	検針月	推定月
使用水量	27m <sup>3</sup>	23m <sup>3</sup>
水道料金等	14,262円	11,956円
支給時期	支給決定後、8月分と9月分あわせて随時支給 (令和3年9月下旬～)	

※支給時期はあくまでも目安となります。

※支給額が決定次第、決定通知書を送付いたします。

## 【お問い合わせ及び申請先】

〒073-0195 砂川市西7条北2丁目1番1号

砂川市建設部土木課管理係（2階②番窓口）

TEL 0125-74-8743（直通） FAX 0125-74-8798